

# たじみ男女共同参画サロン ほっと

『ほっと』は、市民のみなさんが自由に集い、ほっとする場、ホットな意見交換ができる場であることをめざしています。グループで参加されても、一人で参加されてもOKです。

開設日 毎月第3金曜日  
午後1時～5時  
場所 ヤマカまなびパーク  
1階学習室 101

## 悩みごと相談

一人で悩んでいませんか？

自分のこと、家族のこと、職場のこと・・・  
さまざまな悩みを女性アドバイザーに相談してみましょう。  
多治見市役所子ども支援課の女性相談員も相談に応じます。

## 情報交換・情報発信

グループ活動の情報交換や交流の場としてご利用いただけます。  
また、男女共同参画に関する講座案内、情報紙など資料があります。

## 参考資料の貸し出し

女性の人権、仕事と子育ての両立など、  
男女共同参画に関する図書・DVDを無料で貸し出しています。  
グループの学習会などにもご利用ください。

## 女性アドバイザー&女性相談員と一緒に話しをしましょう！！

Q.「ほっと」ではどんなことを話したり、相談したりできるの？

A. なんでも相談ください！

例えば...

- ・子どもがひきこもりで悩んでいる。どこに相談したらいいかわからない。
- ・再就職したいけど、何から手をついたらいいかわからない。
- ・会社でパワハラ、セクハラを受けています。 など

※予約不要 ※相談無料 ※秘密厳守  
※相談内容によっては、他の相談機関をご紹介します場合があります。

## おとどけセミナーのご案内

市役所では、職員がみなさんのところに向いて、男女共同参画について分かりやすく説明する「おとどけセミナー」を行っています。「男女共同参画について、もっと知りたい！」という方はぜひご利用ください。

### メニュー名「男女共同参画って何だろう？」

- ◆5人以上のグループでお申し込みください。
  - ◆申込書を、開講希望日の2週間前までに  
くらし人権課へ提出してください。
- ※申込書は、市のホームページからダウンロードすることができます。

## おすすめの1冊！！

「実践ワーク・ライフ・ハピネス2  
成功する会社は仕事が楽しい！」

監修：藤原 直哉

著：阿部 重利・榎本 恵一（万来舎）

成功する企業と成功しない企業とでは何が違うのか。デミング博士が伝えた成功の法則。仕事は頑張るだけでなく、楽しみながら励むとメリットがたくさんあります。ハピネスポイントも必見です！

※貸出を希望される場合は くらし人権課へお問い合わせください。



## 心配しないで。あなたはひとりじゃない。

何かつらいことや心配ごとがあったら、一人で我慢したり、悩んだりしないで、勇気を持って、安心できる誰かに話したり、相談窓口を利用したりしましょう。また、身近な人が不安や悩みを抱えているかもしれないと思ったら、迷わずに声をかけてください。

- ♪ 女性の人権ホットライン（岐阜地方方法務局） 平日8:30～17:15 電話0570-070-810（全国共通）
- ♪ みんなの人権110番（法務局・地方方法務局） 平日8:30～17:15 電話番号0570-003-110
- ♪ 岐阜県女性相談センター 平日9:00～21:00 土日祝 9:00～12:00、13:00～17:00 電話058-274-7377
- ♪ 多治見市役所子ども支援課女性相談 平日9:00～16:00 電話0572-23-5609
- ♪ 男性専門電話相談（岐阜県男女共同参画プラザ） 第2・4金曜日17:00～20:00 電話058-278-0858

発行：多治見市役所環境文化部くらし人権課 人権グループ  
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地  
電話 0572-22-1128（直通） FAX 0572-25-7233  
E-mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp  
HP：http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/jinken/danjo/index.html

この情報紙へのご意見や  
お問い合わせはこちらまで。

# Together

たじみ男女共同参画情報紙  
2016年（平成28年）9月  
第29号



共に生き、共に歩む

「together たじみ男女共同参画情報紙」は、みなさまに男女共同参画に関する情報提供をすると共に、一緒に考え、作っていくみんなの情報紙を目指しています。あなたらしさ、わたしらしさ、個性が発揮できる社会、男女共同参画社会の実現に向け一緒に考えていきましょう。

## 平成28年度男女共同参画講演会・教師塾セミナー



平成28年8月23日（火）多治見市役所駅北庁舎の大ホールで平成28年度男女共同参画講演会・教師塾セミナーを開催しました。講師は、NPO法人参画プラネット代表理事の渋谷 典子さんにお願しました。

「一人ひとりが生き生き生きる、男女共同参画社会へ  
～ 働く、生きる、暮らすを考える～」  
と題し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）についてお話をいただきました。

講演会の中で、渋谷さんは「理解し、気づき、行動する」の「行動する」が一番重要であると言われました。挑戦することには勇気がいります。勇気を振り絞って、簡単なことから、行動を起こしてみたいはかがでしょうか。

今回は講師の話聞くだけでなく、グループワークを取り入れた講演会となりました。グループごとの話し合いで、人それぞれの見方や考えがあって驚いたり、同じ考えをもった人もいるということにホッとしたり、話し合ってみることで、新たに知ることがたくさんありました。



## 女性に対する暴力をなくす運動週間



11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、女性に対する暴力をなくす運動週間（内閣府提唱）です。

この運動は、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力の根絶を目指すための啓発活動のことをいいます。全国各地で、さまざまな啓発活動や講演会などが行なわれます。

詳細は、内閣府のホームページ [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html) でご確認ください。



# インターンシップ実習生に聞きました!

8月22日～9月2日の2週間、多治見市役所でインターンシップとして24名の実習生が各部署にて、様々なことを経験し、学び、市役所の仕事の理解を深めました。男女共同参画を担当するくらし人権課にインターンシップに来た立命館大学3年の中嶋さんは、同世代の男女共同参画の意識に興味を持ち、実習生の皆さんにアンケート形式で、大学生の男女共同参画の意識を調査しました。



立命館大学 3年  
中嶋裕水さん

## ★調査1★

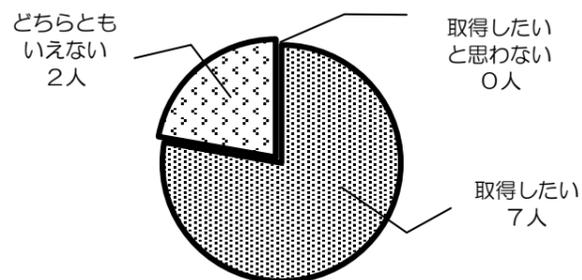
家庭生活、職場、学校教育、政治、法律や制度、社会通念・慣習・しきたり、社会全体といった中で男女の地位が平等になっているか

アンケートを行ってみて、特徴的だったのは「学校教育の場」と「政治の場」の分野でした。「学校教育の場」ではアンケートに回答した23人中21人が「平等である」と回答したことに対し、「政治の場」では23人中22人が「男性の方が優遇されている」と回答しました。「学校の場」と「政治の場」では、意識の違いがあることがわかり、「政治の場」において、まだまだ、女性の進出が少ないことがいえます。また、回答した実習生の男女共同参画への意識にはそれぞれの分野において、男女関係なく、あまり差がありませんでした。

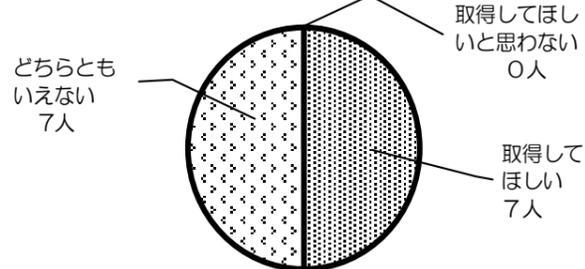
## ★調査2★

男性の育児休暇取得に対してどのように感じているか

### 【男性】育児休暇を取得したいと思いますか



### 【女性】男性に育児休暇取得をしてもらいたいですか



イクメンという言葉が最近よく聞くのでこの質問をしてみました。育児休暇を取得したいと思っている男性は多くいるようです。女性も男性が育児休暇を取得することに反対の人はいないようでした。これからますますイクメンは増えていくかもしれません。

### 【中嶋さん感想】

今回の調査で同世代の男女共同参画への意識は共通するものがあると思いました。このインターンシップで多治見市が第2次たじみ男女共同参画プラン後期計画に基づいて様々な施策に取り組んでいることを知りました。様々な方々に多治見市が男女共同参画のために行っている施策について知っていただきたいと思います。

# 男女共同参画情報コーナー

下記の他にも、会社独自の支援制度があります。まずは、会社の両立支援制度を確認し、上司など、会社に相談してみましょう。

左ページの中嶋さんの調査では、アンケートに答えた実習生の約61%が男性の育児休業取得に対し、「取得したい」や「男性に取得してもらいたい」と思っていることがわかりました。育児休業取得を実現するために、こういった制度があるのかご紹介いたします。

育児のための両立支援制度（育児・介護休業法）	
育児休業制度	子が1歳に達するまで育児のために仕事を休める制度（父母ともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月になるまで取得できる）
短時間勤務制度	3歳に達するまでの子を養育する労働者が短時間勤務（原則として1日6時間）を利用できる制度
子の看護休暇	小学校入学前の子を養育する労働者は、1年に5日（子が2人以上の場合は1年に10日）まで、有給休暇とは別に子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度
所定外労働（残業）の免除	3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、残業を免除される制度
時間外労働の制限	小学校入学前の子を養育する労働者が請求した場合、残業時間に一定の軽減を設ける制度（1月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはいけない）
深夜業の制限	小学校入学前の子を養育する労働者が請求した場合、深夜（午後10時～午前5時まで）の就労を制限する制度
転勤の配慮	育児期の従業員の転勤に一定の配慮を求める制度

## Q & A で 知 ろ う !

Q1 会社に制度がないけど、大丈夫?

A. 会社に制度がなくても、「育児休業」の取得は出来ます!また、会社が申し出を拒むことは禁止されています。

育児休業は育児・介護休業法で定められており、会社に制度がなくても、一定の要件を満たした場合は育児休業の取得ができます。また、育休を申し出たことや取得されたことを理由として、解雇などの不利益な取り扱いをすることも禁止されています。

Q2 育児休業を取れるのは、どんな人?

A. 原則として、1歳になるまでの子どもを育てる男女従業員です。「育児休業」は、条件さえ満たせば、就業規則に規定がなくても、申し出により、誰でも取得することができます。

- ⇒男女関係なく取得できる!
- ⇒妻が専業主婦であっても、夫は取得できる!
- ⇒妻が育児休業中であっても、夫も取得できる!
- ⇒有期契約社員（1年以上働いている人）も取得できる!

